

金銀証第418号  
金資保第164号  
令和8年9月10日

関係事業者団体 御中

金融庁 銀行・証券監督局 総務課長 小野 浩司  
金融庁 資産運用・保険監督局 総務課長 中川 彩子

**令和8年熊本地震に伴う在留期間の延長について**  
(協力依頼)

平素から、金融行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

出入国在留管理庁では、令和8年熊本地震の被害状況を踏まえ、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」第3条第2項の規定に基づき制定した法務省告示（令和8年8月7日法務省告示69号）によって、令和8年熊本地震に際し、災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に住居地がある者等の在留期間の満了日を令和9年1月27日まで一律に延長する措置を講じているところです。

各金融機関におかれましては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、口座を保有する外国人の在留期間等の管理等が行われていると承知しておりますが、前記措置により対象となる者の在留期間は令和9年1月27日まで延長されているものの、在留カードに記載された「在留期間の満了の日」が当該延長前の日付となっていることから、当該者が保有する金融機関の口座が閉鎖されるのではないかという懸念の声が当該者から寄せられております。

つきましては、別添のとおり、当該措置に基づく在留期間の延長の取扱いにつき、貴協会から各金融機関宛てに周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(以上)